

## 教育条件整備等の充実を求める要請書と市教委の回答

条件整備に消極的な市教委の姿勢明らかに！

## ◆さいたま市教職員組合（要求）◆

- 1 有資格養護教諭の複数配置を実現すること。
  - 2 養護教諭配置規準の引き下げを国・県に要請すること。
  - 3 医薬材料費を増額すること。

～1学期でタクシー券使いきった。「自分のお金で行く」というと、校長が「何とかする」と言ってくれた。しかし、人命に関わることなので増額をしてほしい。

- 4 輸送費（タクシー券）を大幅に増額すること。  
～格差なくなるのか。
  - 5 現在浦和地区のみ配当されている保健室備品費を市内全校に配当すること。また増額すること。
  - 6 学校保健に関する変更事項は学校現場の声が反映されるように配慮すること。（臨時歯科検診・諸用紙形式の変更・職員健康診断の実施方法・学校保健訪問・歯科保健の巡回指導）
  - 7 保健室補助業務従事者の予算を増額し、配当時間の大幅増、複数配置校へも配置すること。
  - 8 学校医に対する過度の接待等の改善を学校（養護教諭や保健主事等）任せにすることなく、市教委で対応すること。  
～大宮は医師会とのトラブルがあった経緯がある。学校ごとのことではない。共通の課題である。医師会へは要望をしているのか。
  - 9 消耗の激しい机・椅子等の廃棄にともない、必要な机・椅子は現物給与で配置すること。

～余っている学校がある。回すとかしたらどうか。どうにもならない学校は市教委へ要望出していいのか

- 10 消耗品費、印刷製本費等を増額すること。

11 学校配当予算の節内での弾力的執行を認めること。

12 修繕費を増額するとともに老朽校舎を早急に大規模改修すること。  
27



- ～与野など、大規模改修の予定だったところが、止まっている。どうなっているか。
- ～修繕しても、雨漏りは止まない。肝心なところの修繕になっていない。鈴谷小、下落合小、大谷小等の例を出す

- 13 校外行事引率時の拝観料等の請求手続きを簡素化すること。
  - 14 学習指導要領の内容を実施できる備品費・消耗品費等の予算を措置すること。
  - 15 公務で必要となる教職員用のパソコンは計画的に配置すること。
  - 16 就学時健診の業務委託料を教職員に措置すること。
  - 17 就学援助の案内を全家庭に配布すること。

～文書で全家庭への配布を指示しているか。

- 18 転出児童・生徒の家庭への給食費等の返金に伴う  
振込み手数料を措置すること。

## 【さいたま市教育委員会（回答）】

- 1 養護教諭を含めた教職員定数の改善について、今後とも国や県に要請していきます。

2 1と同じ

3 厳しい財政状況ですが、学校配当予算の充実に努力したい。  
～2003年度は95%の予算。充実に努める。  
(それ以上のことが言えない)

4 3と同じ  
～充実に努める。

5 3と同じ

6 学校現場に配慮し、今後とも関係機関と調整していきたい。

7 厳しい財政状況ですが、学校配当予算の充実に努力したい。

8 基本的には学校医への対応は、学校でお願いしたい。共通する課題については、関係機関と調整を行っていきたい。  
～さいたま市になってからは正式には学校医師会に要望を出してほしい。研究させてほしい。

9 厳しい財政状況ですので、現状の配当予算内での対応にご理解をお願いします。なお、学級増の場合の机・椅子については、現物給与を行ってまいります。しかし、老朽化が著しく激しい場合は、財務課に相談をお願いします。  
～相談してほしい。





さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)

TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
[saisikyouso@mx2.  
et.tiki.ne.jp](mailto:saisikyouso@mx2.et.tiki.ne.jp)

2003.2.27(木)

## 号外

組合員配布用

二月十四日（金）に行われた市教委との交渉結果を速報します。交渉には市教委側から藤間学校教育部長はじめ、関係各課長等が一同に参加しましたが、財政難を理由に、現場の切実な要求を聞く耳持たず・・・。現場の声をさらに強めていきましょう。

- 19 健康教育課所管の栄養職員対象の会議等がさいたま市立浦和教育研究所で開催されているが、大宮地区北部からの出張が困難を極めている現状を勘案し、会場を教職員研修センターと交互に利用するよう改善すること。  
～区役所等の公共施設の利用を考えないのか。
- 20 大宮地区的栄養職員の執務室を早急に設置すること。  
～蓮沼小は23の業者と連絡をとっている。職員室まで行かなければならぬ。事務職・栄養職員とで折衝しているが、前進面がない。NTTに問い合わせた数値も出しているが。  
～子機をつける、栄養士に公費で携帯を持たせる等、検討すべき。

21 大宮地区的給食室（厨房）に電話を緊急設置すること。

22 給食調理員の民間委託化を取りやめること。

23 大宮地区小学校・中学校の校務員の機械的な配置替えを取りやめること。あくまでも本人の意思を確認した人事配置を行うこと。

～大宮地区は2名の市職がいる。一人引き上げるという話がある。浦和地区の校務員は仕事の内容が大宮地区と同じになると不安がっている。事実はどうか。

24 市立高校への中高一貫校導入計画を取りやめること。



～なぜ市立浦和高校なのか。財政が厳しいと言いながらなぜやるのか。いくらお金がかかるのか。中高一貫の意義は何か。

25 教職員の健康診断を医療機関で実施すること。

26 卒業式・入学式をはじめ、学校行事に日の丸・君が代を強制しないこと。内心的自由並びに思想・信条の自由は、全ての児童・生徒及び父母・教職員に保障すべきことを徹底すること。



～最初の回答は回答にならないと批判。学テ裁判の判決を引用し反論。

27 初任者研修の機関研修と学校行事（自然の教室等）が重なった場合、学校行事で担任児童・生徒への指導を優先すること。

28 特殊学級補助員が特殊学級校外行事で引率できるように旅費等の措置をすること。

～新年度、多くの小学校で新1年生が増える。養護対象の子が入ってくる。校外の行事は人手がなくなり安全面でも大変だ。要綱に縛るのではなく、実態にあわせて変えてほしい。

29 特殊学級補助員は4月1日より配置すること。

30 岸中学校ことばの教室の廃止計画は取りやめ、浦和地区から安心して通える中学校ことばの教室を存続させること。  
～廃止となると、ことばの学校の名称がなくなる、教員もいなくなるのか。

19 会議目的のための研修センターの利用はできないため、現行どおり教育研究所を利用ていきたい。

～100名収容のキャパシティが必要。調べてみる。

20 今後、検討していきたい。  
～執務室がないのは、大宮の36小学校で、子機を設置すると180万する。

～今後、検討させてほしい。

21 栄養職員の執務室があるところは、電話を設置しておりますが、栄養士執務室のない給食室の電話の設置については、今後の検討課題としたい。

22 中学校単独校の学校給食の調理業務は、民間委託を今後も進めまいります。

23 さいたま市の学校に勤務する技能職員については、人事異動に関する希望調査を提出させ、併せて、校長より意見書も提出させ、これらを参考にして人事配置を実施しています。全てを希望通りできるわけではないが、できる限り希望の沿うよう努めています。また、希望がない場合であっても、長期在職者については、人事の停滞を招かないように、また、新規職員については教育的観点から、必要に応じて異動する場合もあります。

～大宮地区の2名いるところは、退職等で欠員が出た場合、新たな配置をしない。再任用があるので、すぐにということではない。業務を整理する。自治労、自治労連と交渉中。

24 中高一貫教育は、現行の中学校・高等学校の制度と併せて、中等教育における生徒と保護者の学校選択の幅を拡大することができる制度であり、ゆとりある6年間を通じて計画的な教育指導を行いながら、異年齢の集団が学校生活を送り、生徒の個性や創造性を伸ばす教育を展開しようとするものです。

さいたま市では、外部識者による「さいたま市中高一貫教育研究会議」の報告を受け、市民の期待に応える魅力ある学校づくりを進めるため、都市部における中高一貫教育校として、市立浦和高校を併設型中高一貫教育校とすることとし、その特色や伝統を継承しながら、平成20年4月の併設中学校開校を目指し、取り組みます。

今後は、学校側とさいたま市教育委員会とで緊密な連携・協議を重ね、様々な検討を図りながら、より一層魅力的な学校をつくりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

～（はじめいくらかかるか分からないと返答するが組合が追求で）ここでは言えない。意味のないことは当然やらない。統ける。市立浦和にしたのは総合的にみて判断。

25 来年度より、浦和地区については、浦和医師会メディカルセンター、大宮地区については、大宮医師会市民病院健診センター、与野地区については、未定ですが与野中央公民館等を利用して実施する予定です。

26 今後とも、学習指導要領に基づいて指導してまいりたいと考えております。

各学校が学習指導要領に基づいて国旗・国歌の指導をすることは、児童生徒の内心にまで立ち至って強制することではないと考えています。また、教員は、学習指導要領をもとに編成した教育課程を実施するという職務上の責務を負うものと考えています。

また、校長が学習指導要領に基づき法令の定めるところに従い所属職員に対して本来行うべき職務を命じることは、当該職員の思想、信条の自由を侵すことにはならないと考えています。

～今までと変わらない（内心の自由は保障される）。

27 初任者研修の機関研修については、4月当初に実施日が通知されています。各学校においては、研修日を考慮して学校行事を計画していただきたい。

なお、初任者研修は法令に基づく研修であり、初任者研修を優先していただきたい。

28 「埼玉県公立小・中学校が行う校外における行事の実施基準」及び「さいたま市臨時職員等配置実施要綱」に基づき、特殊学級補助員は、校外行事の引率ができませんので、ご理解願います。

29 4月1日発令ができるように努力します。但し、4月1日の勤務については、「さいたま市臨時職員等配置実施要綱」第6条3項によることとなります。

30 岸中学校ことばの教室について、県の指導により平成13年度をもって、廃止とされている。現在通級している生徒に対しては、卒業あるいは退級まで指導を継続する。

